

水質の安全管理

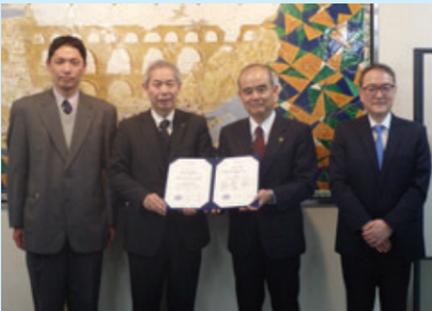


県営水道では、水源からじゃ口まで一貫した水質検査を行い、その結果を公表し、お客さまに安心して水道をご利用いただけるよう努めています。

浄水場では、湖で発生するプランクトンや降雨などの影響で、日々変わる原水(浄水する前の自然の水)を専用の装置や顕微鏡等で検査し、この検査結果を基に適切に浄水処理をしています。水道水質センターでは、水質基準51項目を含めた150項目以上の検査を定期的に行い、水道水の安全を確保しています。

また、お客さまの水道水については、色やにごりがないこと、消毒がきちんと行われていることを確認するために、給水区域内の108地点で自動水質測定装置などで常に監視しています。

なお、水道水質センターでは、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP*)を平成18年2月に取得して水質検査の正確さと高い信頼性を維持しています。



平成30年水道GLP更新認定授与式の様子

*水道GLP:公益財団法人日本水道協会が定めた規範で、水道事業者の水質検査部門及び登録検査機関が行う、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保するものです。

県営水道 水質情報 検索

宅地内の古い給水管の取替えについて

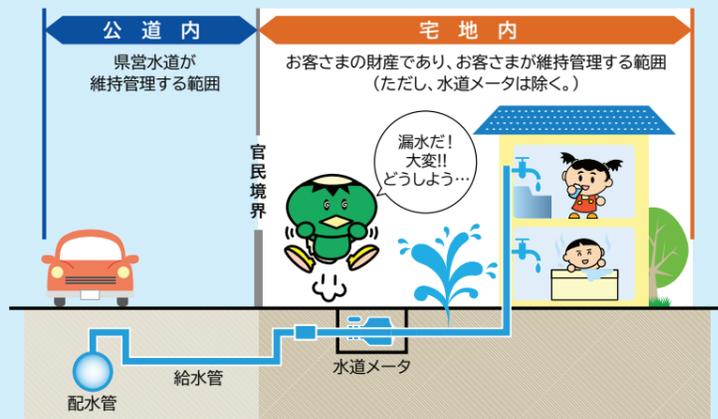


古くなった給水管は漏水が起きやすくなります。その中でも昭和50年代まで多く使われていた鉛製給水管やポリエチレン製給水管の漏水が特に多く発生しています。

公道内の給水管は県営水道が維持管理し、配水管の取替工事等にあわせて取り替えますが、宅地内の給水管はお客さまの財産であり、維持管理はお客さまの負担で行っていただくことになっています。

家の建替え等に伴って宅地内の水道工事を行う際には、古くなった給水管の取替えについてご検討ください。

宅地内の水道工事は、県営水道の指定を受けた工事店にご相談ください。



家庭でできる 災害対策



県営水道では、災害に備え、災害用指定配水池において応急給水用飲料水の確保に努めています。ご家庭でも飲料水のくみ置きをしておくことをお勧めしています。

1人1日3リットル 3日分の水をキープ



飲料水の備蓄

飲料水のくみ置きは、1人1日3リットル3日分の確保が目安です。

ご家庭、職場でも飲料水の備蓄をお願いします。

ポリ容器などに水道水をくみ置きする時には、次のことに注意してください。なお、保存した水を飲むときは必ず煮沸してください。

①密封性のよい容器を選び、中をよく洗います。

- ②容器に空気が残らないよう、容器の口までいっぱい水道水を入れて、しっかり密閉します。
- ③日の当たらない涼しい場所で保管します。
- ④保管した水は、4日(夏季)~10日(冬季)程度を目安に、洗濯や掃除に利用するなど交換します。ただし、浄水器を通した水の場合、塩素による消毒効果がないため毎日交換してください。

※飲料水とは別に、お風呂などに水を溜めておくと水洗トイレを流すときにも便利です。

浄水場の老朽設備の更新

私たちの毎日の生活に欠かせない水。浄水場は、安全で安心な水道水を24時間365日つくり続ける水の製造工場です。

県営水道には、相模川上流部に谷ヶ原浄水場、中流部に寒川浄水場の2つの主要な浄水場があります。浄水場には、水をつくるための様々な機械設備や電気設備があり、どの設備が故障しても水を送ることができません。

「安定した水の供給体制の確保」として、水を止めることなくつくり続けるためには、老朽化した設備の更新が必要となります。そのためには、設備の老朽化を見極めるための日常の設備管理が重要になります。また、工事の際にも浄水場を運転させ水の供給を止めずに行うため、工事の方法を工夫する必要があります。このような取組みにより、お客さまがいつでも安心して水が使えるように浄水場を健全な状態に維持しています。

安定した水の供給を将来へ引き継いでいくためには、浄水場の各設備の更新を、老朽化に応じて計画的に実施し、「命の水」を確保する重要な取組みとして、着実に進めていきます。



送水ポンプの工事の様子

22世紀につなぐ
インフラをめざして
水道
100歳
時代



▲写真:水道管を運ぶ様子(昭和初期、湘南地方)